



平成 30 年 8 月 3 日



# 厚木基地の住宅防音工事対象区域における 80W及び75W区域の告示後住宅並びに 80W及び75W区域の外郭防音工事の実施 についての陳情

藤沢市石川125

厚木基地周辺の騒音対策を考える会

副会長 伊沢

薫



藤沢市議会議長  
松下 賢一郎 様

# 趣旨

- ① 昭和61年9月10日告示の住宅防音工事対象区域で、80W及び75W区域に所在する告示後住宅を、住宅防音工事の対象とするための意見書を国に提出して頂きたい。
  - ② 昭和61年9月10日告示の住宅防音工事対象区域で、80W及び75W区域に所在する住宅を、外郭防音工事の対象とするための意見書を国に提出して頂きたい。
- (※) 告示後住宅とは、昭和61年9月10日に告示された住宅防音工事対象区域に所在し、昭和61年9月11日以降、平成18年1月17日までに建てられた住宅のことで、85W・80W・75W区域に各々告示後住宅があります。
- (※) 【WECPNL】
- ◆ WECPNLとは、「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」(加重等価継続感覚騒音レベル)の略です。Wと略して使用します。
  - ◆ 音響の強度(dB(A) デシベル)、頻度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量(総暴露量)を1日の平均として総合的に評価するもので、ICAO(国際民間航空機構)で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位です。
  - ◆ この評価方法は、「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第154号)において定められています。

# 理由

今回の陳情は、私ども「厚木基地周辺の騒音対策を考える会」が平成26年10月27日藤沢市議会に陳情し、採択された内容と全く同じ内容であり、当時藤沢市議会より、国に意見書を提出し、強く要望して頂いたところであります。(別添資料①)

また、藤沢市におかれても、神奈川県基地関係縣市連絡協議会として、毎年国に要望書をもって、要望されているところであります。(別添資料②)

しかしながら、平成30年3月30日空母艦載機の岩国への移駐が完了し、住宅防音工事対象区域が大幅縮小となることが必至であるにもかかわらず、国は80W・75W区域の告示後住宅については、実施するもしないとも表明しないため、これまで騒音の被害に苦しめられてきた膨大な数の80W・75W区域の告示後住宅の住民は、(別添資料③)切り捨てられるのではないかと心配している状況であります。

現在、実施している告示後住宅は、昭和61年9月10日に告示された住宅防音工事対象区域内の85W区域に所在し、昭和61年9月11日から平成18年1月17日までに建てられた住宅であり、そのすべての住宅が住宅防音工事の希望申込みをすることが可能となっております。

しかしながら、80W・75W区域の告示後住宅は、今現在、住宅防音工事が可能な環境整備法第4条の適用外住宅のため、見直しにより対象外区域となった場合、環境整備法第4条の住宅のように経過措置対象とならず切り捨てられることとなります。

さて、過去4回の告示(昭和54年9/5、昭和56年10/31、昭和59年5/31、昭和61年9/10)は「追加告示方式」で実施してきたため、従来地域の告示の翌日から、次の追加告示した日までに建てられた環境整備法第4条の対象外である告示後住宅と、拡大した区域の対象住宅の間に逆転現象という矛盾を発生させました。(別添資料

④)

過去4回の追加告示によって膨大な告示後住宅が発生し、社会問題となったため、国会でも取り上げられることとなり、平成6年【防衛施設周辺特定防音事業補助金交付要綱】を制定し、告示後住宅を「特定工事」として、85W→80W→75Wの順ですべて実施しました。

このことは追加告示方式によって発生した、告示後住宅という不条理を是正したエビデンスであります。

平成18年1/17の告示は、これまで通りの追加告示方式で実施したのですから、これまで通りすべての告示後住宅を実施すべきであります。

現在全国的に、85W区域の告示後住宅は実施しておりますが、80W、75W区域の告示後住宅は、実施するのか未定の状態であります。

この問題は、断じて「財政状況の問題」ではなく、基地周辺で等しく受認限度を超える騒音の被害者に対する「平等の問題」であると考えます。

そもそも、平成18年1/17の告示を追加告示方式で行ったこと自体、国のミスと言わざるを得ません。

平成18年1/17の告示は、当然「再告示方式」で行うべきでありました。

「再告示方式」で実施していれば、現在のような告示後住宅は発生していませんでした。

再告示方式で告示していれば、現在の告示後住宅はすべて環境整備法第4条に適合住宅となっており、岩国移駐によって住宅防音工事対象区域が大幅縮小し、対象外となっても経過措置で救済されるのです。

このことを重く受け止め、まずは80W、75W区域の告示後住宅を実施すること、次に住宅防音工事の対象区域の見直し後、対象外となっても切り捨てることなく救済するよう国に対し、意見書を提出することを要望する次第であります。

次に、現在実施されている外郭防音工事(住宅全体を対象として行う防音工事)は、昭和61年9月10日に告示された、住宅防音工事対象線内の85W地域に所在する

住宅と平成18年1月17日に告示により拡大した80W及び75W地域に所在する2戸以上のRC住宅に対してのみ実施されています。

その進捗は極めて遅く、岩国へ移駐した現在も、膨大な数の住宅が未実施で不平等な状態となっております。

空母艦載機が岩国に移駐し、住宅防音工事対象区域が大幅縮小されることが必至な状況の中、国は昭和61年9月10に告示された住宅防音工事対象線内の80W及び75W地域に所在する住宅について、外郭防音工事を実施しない可能性を否定できません。

外郭防音工事の創設理念が、それまでの部屋単位による防音工事の閉塞感を取り除くということを考えれば、85W地域でとどまることなく、これまで騒音の被害に苦しめられてきた、80W及び75W地域へと継続していかなければ、公平な行政とは言えないのであります。